

令和 8 年 3 月 19 日

◎田中委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

◎田中委員長 本日の委員会は「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案について、内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 2 号議案から第 7 号議案、第 19 号議案、第 24 号議案から第 29 号議案、第 38 号議案、第 42 号議案、第 43 号議案、第 45 号議案から第 49 号議案、第 51 号議案から第 53 号議案、第 63 号議案、第 65 号議案、第 70 号議案、報第 1 号議案以上 28 件については、全会一致をもって、第 1 号議案、第 50 号議案、以上 2 件については、賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総合企画部についてであります。

第 1 号「令和 8 年度高知県一般会計予算」のうち、「参与報酬等」について、執行部から、知事が指定する民間事業所等との連携が必要となる政策に関して、知事の政策遂行の補佐を行うために、特別職として設置したもので、令和 7 年 11 月から大石宗氏を任用しており、令和 8 年 4 月 1 日から 1 年間、引き続き大石氏を任用したいと考えている。

勤務形態は、週 3 日勤務を基本とし、報酬については、月額 38 万 3,900 円としたいと考えているとの説明がありました。

委員から、参与の勤務状況を、誰がどのように把握するのかとの質疑がありました。

執行部からは、翌月にどのような活動を行うかは知事と参与が協議し、活動の内容については、知事からも確認を取っている。また、週 3 日を基本としているが相手方との打合せなどもあり、勤務日は変則的になっている。そのため、秘書課に翌週の予定を事前に報告していただき、その週が終わった後、実際にどういった勤務時間であったか実績報告を受けているとの答弁がありました。

別の委員から、政治家としても活動するのであれば、もう少し活動の仕方を制限する必要があるのではないか。チェック機能を働かせることができるような活動の仕方を組み立てるべきで、参与規程をつくる考えはないのかとの質疑がありました。

執行部からは、知事と協議をするとの答弁がありました。

別の委員から、大石氏はアイデアやネットワークを生かして、よく頑張っていると思う。

主な活動内容である企業版ふるさと納税・寄附の促進や包括連携協定の推進、県立施設の活性化支援は、数か月で結果が出るようなものではなく時間がかかる。そういう意味で、来年度も、大石氏に頑張ってもらい、ぜひ結果を出していただきたいと思うとの意見がありました。

執行部からは、参与の活動は、企業から県政への協力や寄附を頂いたりハードルが高いことにもチャレンジをしており、成果がすぐには出にくいところだが、現在、年度内に寄附を行うことの内諾を得ている案件もあり成果が出つつある。引き続き、成果が出るように頑張ってもらいたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、参与の活動が、職員のノウハウが蓄積できるような方向に持っていければいい。県の組織に生かされるようなところまで持っていくことが大切ではないかと思うとの意見がありました。

執行部からは、参与のアイデアを県の職員も参考にし、また、参与個人のネットワークにせず、県としてのネットワークに育て上げるような仕組みづくりを、しっかりやっていきたいと思っているとの答弁がありました。

別の委員から、令和7年12月議会で知事は、「参与には公務とそれ以外の活動との線引きを明確にしながら」と答弁しているが、明確にされているか。また、誰が明確にするのかとの質疑がありました。

執行部からは、明確にする指示は、知事から参与にしっかりと話をしている。その上で、参与が自身の個人的な活動と参与としての公務をしっかりと分け、勤務時間中については、公務以外の活動はしないことを前提に行われているとの答弁がありました。

さらに委員から、地方公務員の地位の利用の禁止は、公務員がその職務上の地位や権限を利用して、選挙運動を行うことを禁じている公職選挙法上の規定で、職務上の影響力や便益を用いて第三者に働きかける行為を指す。職務上の影響力が地位の利用の禁止に関して非常に大きなポイントだと思うが、参与が選挙の応援に行くことによって、職務上の影響力があるのかとの質疑がありました。

執行部からは、最終的には具体的な事例に即して司法により判断されるべき案件だと思う。公職選挙法であれば、補助金を交付する権限に基づく影響力を利用して投票を呼びかけるなど、相手方の投票行動に影響を与えるような話の場合が想定されているが、現在の参与の業務からは、地位を利用して投票を呼びかけることは想定できないとの答弁がありました。

さらに委員から、参与の活躍には期待しているが、その動きに疑念が残ることに関しては、今後の知事、また、参与で県庁行政を守っていくことを考えたときに、法令上の制限とは別に県独自の行動基準を設けて、政治的中立性を徹底していくことを提案したいとの意見がありました。

次に、「人口減少対策総合交付金」について、執行部から、令和8年度は、4Sプロジェクトの各取組にとって具体的な動きが加速する大事な局面となることから、市町村が自由度の高い形で活用できる基本配分型の中に、消防広域化など4つの重点プロジェクトにおける県との協議の場への参画状況を配分に反映する仕組みを設けたいと考えているとの説明がありました。

複数の委員から、4Sプロジェクトに協力的な自治体に配分するということになっているが、非常に問題があると思っている。交付金の自由度を高めるなら分かるが、県と同じ方向に向かないと交付金の配分を減額するという枠組みを設けて自由度を制限するような仕組みは、特に人口減少などに対しては、ふさわしくない考え方ではないかという思いが拭えない。こんな形にした趣旨はどうなっているかとの質疑がありました。

執行部からは、基本配分型は、人口減少対策に果敢に挑戦する県と足並みをそろえて立ち向かう市町村に対して、かなり手厚い交付率で支援するものである。基本的には、市町村に自由度の高い形で使っていただける仕組みとなっており、県と方向性を一つにして取り組む市町村に対して重点的に配分することは、交付金の趣旨に沿うものと考えているとの答弁がありました。

次に、「移住促進費」について、執行部から、移住施策では、元気な未来創造戦略における若者の定着・増加に向けて、県外からのUターン者やIターン者、特に若者や女性の増加を目指して取り組んでいる。県外からの移住者数は令和9年度に3,000人以上を目標としており、目標達成に向けて取組を強化しているとの説明がありました。

委員から、全国的な人口減少の中、本県としても様々な施策をブラッシュアップして取り組んできているが、限りある予算の中で高い目標を達成し続けるには限界があると考えている。元気な未来創造戦略に掲げる様々な目標数値の中で、若年人口の増加に向けた目標のかなりの部分を移住施策に頼ると右肩上がりで移住者数の目標が高くなってしまう。今後の目標設定においては、そういったことも勘案しながら次の改定時期も踏まえ、中長期的に元気な未来創造戦略の目標と移住施策について考えていただきたいとの意見がありました。

執行部からは、全国で人材の取り合いとなっている。本県のこれまでの取組の中では、中国地方などアプローチできていない地域もあり、今後の取組の強化によって移住者が増加する伸び代があるものと考えている。ただ、全国的には移住者を地方へ促す施策が限界を迎えているという声もあるため、今後の目標設定にあたっては、現在、国が取組を強化している「関係人口」も含めた移住施策の目標を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、「公共交通活性化緊急支援事業費補助金」について、執行部から、利用者のさらなる利便性向上や国内外からの観光客の利用促進を図るため、全国共通のキャッシュレスサービス「I C O C A」の導入を支援するものである。現在導入されている「ですか」が、

令和10年末に更新期を迎え更新に多額の経費が見込まれるため、導入費用やランニングコスト、サービス内容などを比較検討した結果「ＩＣＯＣＡ」に優位性があると判断した。

「ＩＣＯＣＡ」の導入により全国の多くの公共交通機関で相互利用が可能となることなど、利用者の利便性は大きく向上するものと考えているとの説明がありました。

委員から、「ＩＣＯＣＡ」に替わることによって「ですか」のカードはどうなるのか。また、たまっているポイントもどうなるのかとの質疑がありました。

執行部からは、「ＩＣＯＣＡ」のサービス開始は令和10年4月と考えているが、並行して「ですか」も利用できる期間を一定設ける必要があると思っている。その間に切替えてもらう形で今後周知をして、残っているポイントなども含めて次のカードに円滑に移行できるようにしていきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、「ですか」の場合は、蓄積されたデータを様々な施策に利用してきたが、「ＩＣＯＣＡ」になることによって、交通利用データを交通政策などに利用することができるのかとの質疑がありました。

執行部からは、今後、ＪＲ西日本とも相談していきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、第42号「高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例議案」について、執行部から、本県へのインバウンド観光客の誘致拡大を目指して、国際定期便が受入れ可能な新たなターミナルビルを現在のビルの東側に増築整備するものである。本施設を整備することによって、空港の利用者の利便の増進を図るとともに、本県の産業、観光等の国内外における競争力の強化、さらには地域経済の活性化に寄与することを目的としているとの説明がありました。

委員から、国際線ターミナルビルが完成するにあたり、台湾だけでなく最も近い国である韓国からも来てもらいたい気持ちがある。本県の韓国に対するこれまでの取組と今後の展望はどうなっているかとの質疑がありました。

執行部からは、観光振興スポーツ部とも連携しながら韓国の航空会社に直接訪問し、また、モニターツアーや意見交換を実施している状況である。国際線ターミナルビルの全面供用開始のタイミングに向け作戦を立てて、誘致活動に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計予算」のうち、「幼保支援費」について、執行部から、就学前教育・保育の質の向上、親育ち支援の充実のため、園内ミドルリーダーが園内研修やブロック別研修会を支援するなど、園や地域の中核者として活躍できるモデル地域を指定し、地域の園内研修の充実と活性化を図る。また、親育ち支援に組織的・継続的に取り組むモデル地域を指定し、支援体制が充実した園における保育者や子供の変容を把握

するとともに、親育ち支援リーダーが自園・他園の事例研修を支援することで、リーダーの支援力向上につなげるとの説明がありました。

委員から、就学後の教育もちろん大事だが、就学前の教育は非常に大事だと思う。少しずつ前進してきているように思うが、これまでの取組と比べてどのような変化が出てきているかとの質疑がありました。

執行部からは、これまでは、保育所は保育所、小学校は小学校でそれぞれ目指すところがあり作成してきたカリキュラムをどんなふうに、いつ、何の目的でどうするかといったことを話し合いながら作成している。特に高知市の春野東小学校区では、1年生になったときの登校渋りが減少しているという成果も現れており、取組が高知市内でも広がりを見せているため、県全体にも広げていきたいとの答弁がありました。

次に、「学力向上推進対策費」について、執行部から、子供たちの基礎学力の定着と学力の向上を図るための事業であり、小中学校における学力向上対策として、中学校数学、英語教員同士のネットワークの構築による指導力の向上、対話型AIを活用した生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上及び情報活用能力を発揮させるデジタル学習基盤の効果的な活用による、自立した学習者の育成に必要な経費等を計上しているとの説明がありました。

委員から、教育というのは、学校、家庭、地域がそろっていなければならない。地域学校協働本部は県内全ての学校で組織化されているが、形骸化していないか注視する必要もある。また、教員の働き方改革もあり、時代とは逆行するかもしれないが、児童・生徒の家庭環境、生活環境を把握するために家庭訪問も大事なことでないかとの意見がありました。

執行部からは、コミュニティ・スクールでの学校運営協議会でも、家庭学習も含めた各学校の現状、課題等についてしっかり熟議することが必要になってくると思っている。また家庭訪問についても各学校によっては希望制によるところも少しずつ出てきている。家庭の状況をしっかり踏まえた上で、学校運営協議会の中で学校長から問題提起をして議論を進めていくことが大事になってくると思うとの答弁がありました。

別の委員から、学校と家庭と地域、それぞれが何ができるのか。そういう意識がどんどん薄れていっている。余った時間があれば子供と向き合って、家庭訪問などの時間に充てることも可能ではないか。働き方改革は、教員が楽をするためのものではない。しっかりその辺りの自覚を持ってやるべきではないかとの意見がありました。

執行部からは、子供と信頼関係を築くことが、保護者との信頼関係にもつながり、ひいては地域へとつながっていくと思う。働き方改革は時間短縮ではなく、教師でなければできないことに集中して子供と向き合う時間であるため、そういった根本を持って全ての教職員が子供に接していくことが一番大事なことでと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、学校行事や家庭学習の時間などは、各学校の学校長の裁量で変わってくるため、生徒への影響は非常に大きく県全体として取り組むべき課題だと思う。地教委や教育事務所もだが、学校現場まで意思疎通ができる形で本県の教育に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

執行部からは、学校長の裁量も大事にしつつ、本県が抱える課題に適応した取組が大事だと思っている。学校長に対して、校長会等直接働きかける機会を通じて、不祥事など今学校現場で何が起きているのか、市町村教育長はもちろん学校長にも共有していきたいとの答弁がありました。

次に、「高等学校振興推進事業費」について、執行部から、高等学校改革と魅力化の促進として、通学用定期代への支援では、中山間地域等の県立高校の生徒数確保に加え、地域交通の利用促進、物価高騰などへの課題に対する横断的な対策として、通学支援を実施するものである。具体的には、中山間地域等の高等学校に在籍する生徒で公共交通機関を利用して通学する場合に、定期代の2分の1を補助するとの説明がありました。

委員から、通学用定期代の支援について、学校の魅力の1つのPRポイントになればいいと思う。中山間地域の学校の中にも入っていない学校もあるが、どのように対象校を決めたのかとの質疑がありました。

執行部からは、中山間地域の小規模校に生徒をとどめておきたいという考えから、県立高等学校振興再編計画で中山間地域の小規模校とした学校と、その学校が立地している市町村にある学校、また過去の計画で中山間地域の小規模校としていた学校を対象としたとの答弁がありました。

別の委員から、ほかの高校についても長い距離を通っている生徒たちがおり、行く行くはもう少し対象を広げる必要があるのではないかと質疑がありました。

さらに、別の委員から、国の交付金の状況によっては1回限りの可能性もある中で、継続的な支援を考えた場合、ほかの支援策は検討しなかったのかとの質疑がありました。

執行部からは、まずは喫緊の課題である中山間地域の小規模校の魅力化につなげるため、国の臨時交付金を活用して今回の支援を行うこととしているが、翌年度以降については国の動向等も見極めながら検討していきたいとの答弁がありました。

委員から、公共交通機関のない地域では、親やその地域において生徒をどのように通学させるのか考え、取り組んでいる状況もある中で、公共交通機関が通っているところの生徒だけに絞った形の支援については、偏りがあると感じるが、全体のバランスはどのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、給付の目的としては、中山間の学校の振興を図る中山間対策という観点、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使った物価高騰下における家計への支援、公共交通機関の利用促進の3点である。対象校の選定に当たっては、全ての県立高校

の生徒を対象とするとなるとかなりの金額となることや、一度助成を始めると持続的なものでないといけないこと。また、公共交通機関での通学の面では、郡部から高知市内に通学する生徒の家計への支援も考えられるが、地域にとって大切な中山間地域の学校を何としても残していこうとする各施策と矛盾が生じないよう関係部局とも協議の上選定したとの答弁がありました。

次に、警察本部についてであります。

第1号「令和8年度高知県一般会計予算」について、執行部から、予算編成において運営指針の中で5つの重点目標を設定し、実現に向けた取組を推進することとしている、との説明がありました。

委員から、重点目標の主要施策の中で交通事故分析に基づいた交通安全対策の推進とあるが、東部自動車道での事故が多発している現状を踏まえ、道路管理者とはどのような協議がなされているのかとの質疑がありました。

執行部からは、対面通行区間で連続して事故が発生した後、道路管理者と協議を行い、中央分離帯にブロックを設置する計画があることを聞いている。県警察としては事故発生の多い時間帯にパトロールや取締りを行うほか、交通情報板での注意喚起も行っている。今後も状況に応じて重点的な取組をしていくとの答弁がありました。

次に、「交通安全施設維持管理費」について、執行部から、交通信号機等の保守点検や道路標識、標示の補修工事等に要する経費であり、横断歩道など道路標示の補修については前年度から約700万円増額しているとの説明がありました。

委員から、横断歩道を含めた県内の交通安全対策の現状をどのように捉えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、横断歩道の補修については、交通量に応じて5年から10年周期で必要であり、県内各署からの要望を踏まえ優先順位をつけ実施している。要望に対して令和6年度は56%、令和7年度は70%以上の補修率となっているが、県民の生活に関わる部分でもあり、全体予算の中で調整した上でさらなる補修率の向上に向け検討したいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎田中委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 1点、7ページの4Sプロジェクトに関連して、複数の委員から、4Sプロジェクトに対しての疑義の質問がなされてる部分がありまして、私もこの議論に参加したんですが、高知市での答弁を引用した上で、こういう自治体間に格差をつけることは好まし

くないので、今後問題があればやめるようにと言うたんですよね。その部分を入れていただけないかと思うんですが。

◎ その意味も踏まえて、多分複数の委員ということでまとめさせていただきとは思いますが、

◎ 今後、問題が生じれば、もうやめるようにという意見があったと。議事録にも残っているとありますが、それを強く言いましたので、2回も確か言うたような気がしたので。

◎ ふさわしくない考え方というふうに明確に書いていますけど。

◎ 将来的にそういう問題が発生した場合もやめるようにと、2回も言うた。そこを入れてもらうわけにはいかんでしょうか。

◎ たとえば、こんな形にした趣旨はどうなっているのかとの質疑がありました。また、別の委員からは、今言われた中身の質疑もありました。執行部からはっていうふうに、ここに言ったことを入れてもらってもいいかもしれん。

◎ 僕の思いは、自治体間にね、格差が生ずるようなこういうやり方はやめるべきだということを主張したかったので、しつこく言うたんです。

◎ 実はですね、全体的にこの18ページっていうことで、例年以上に多いんです。それで、もし増やすようであれば、どこかを削らないかん。そこも協議を一緒にいただきたいという思いもあります。この複数の委員からということでまとめさせていただきちゅう部分もあって。

◎ 2行目に非常に問題があるという表現も入ってますし、下にふさわしくない考え方というのも入ってるんで二重で、疑義を呈してる文章になっている感じはしますけど。

◎ どこを削れと言われても、そういう案はありませんけれども。

◎ そこは委員長と副委員長でやってや。

◎ 文言をちょっと修正するとかですね、そういうところやったらいけると思いますけど、新たに付け加えていくとなると、どこかを消さないかんというのは正直あります。

◎ ふさわしくないのでやめるべきだという意見、やめるべきを入れてもらうわけにいかんですか。これ2回も言ったのでね、僕ね。

◎ ちょっと文章も起こしてみても、それも含めてお任せいただいても構いませんか、ちょっと今即答でこうこうするというのはあれですけど構いませんか。

◎ はい。

◎ ほかはいかがですか。

◎ 6ページの3つ目の段のですね、さらに委員から、参与の活躍には期待しているが、その動きに懸念が残ることに関しては、の次の所なんですけど。今後の知事、また参与で県庁行政を守っていくことを考えたときにの所ですが、私が言ったのは、知事、参与が県庁行政を守るというよりも、そういう基準をつくることによって、知事も守られる、参与

も守られる、行政も守られるっていうことを言ったんですよ。だから知事、参与が、県庁職員を守るんじゃないんですよ。ここは、私が言った思いと違う表現になってるんですね。行動基準をつくることによって、先ほども言いましたけど、知事も守られるし、参与も守られるし、県庁行政も守られるという形になりますよと。だから直すのであれば、今後、知事、また、参与、県庁行政を守っていくことを考えたときにという。

◎ でをのけてってことですよ。

◎ はい。それでいいですか。みなさんは、その発言をどんなに捉えられたんですかね。私の言い方がまずかったのか。

◎ 趣旨は分かります。

◎ あともう一つが、公務員は全体の奉仕者であるっていうね、これがやっぱり大事なポイントで私もその一言を言ったんですよ。だからその言葉をですね、例えば5ページの一番下のところで、さらに委員から、公務員は全体の奉仕者であると。それで、地方公務員の地位の利用の禁止はっていう形で、全体の奉仕者っていう言葉を一言だけ入れてもらいたいなど。

◎ 議事録を確認させていただいて、その上で。

◎ この5ページでもいいし、先ほどの6ページのところでもいいですけど。

◎ さっきの委員がおっしゃった6ページの知事、また、参与の変える所ですけど、今後、知事、参与、県庁行政を守っていくことを考えたときに、またとか要らないですよ。

◎ その文言は委員長、副委員長に任せますけど。趣旨としてはそういうこと。だから知事、参与が県庁職員を守るんじゃないし、知事も参与も県庁行政も守られるという。

◎ 委員がおっしゃった趣旨でいくと、委員が御理解になるのが一番だとは思いますが、ここの知事とか参与が守られるという文章を全部ばさっと切っちゃっても意味はどうかなという感じはしますけど。ちゃんと規律をつくることで、明確になりますよっていう。

◎ そこが大事なんですよ。その基準をつくる、それはなぜかという、知事、参与、行政を守るというここが大事なんですよ。

◎ 分かりました。僕はもう切るという話が出たんで、なくてもいいかなと思っただけです。全然どっちでも。

◎ その2点、両委員の意見を、また正副委員長で議事録も確認させてもらって、文言修正させていただきます。

◎田中委員長 正場に復します。

それでは、この報告書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《閉会中の継続審査》

◎田中委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お示ししてある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

《出先機関等調査について》

◎田中委員長 次に、出先機関の業務概要調査についてであります。

令和８年度の出先機関等調査の日程案を作成しましたので、お配りしてあります。

なお、12月の委員会で御意見のありました高知追手前高等学校吾北分校については、行程の関係上、日程案に入れることが困難でしたので、令和９年度の出先機関等調査で検討することを申し送りしたいと思います。

また、国際線ターミナルビルの建築工事の進捗状況を確認する必要があると思いますので、高知空港の調査を５月11日月曜日に実施する案としています。

それでは、次年度の委員会へ申し送るこの日程案について、協議したいと思います。

御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 今、委員長から言っていただきました吾北分校についてですけど、念を押してという形で、一言お伝えしたいのは、この５年間でありまして、１度も行かれてないのは、追手前高校吾北分校だけ。38校プラス分校２校全部の中でも最低でも２回ずつ行かれてる。多いところはそれ以上ということになるんですけれども、ぜひ９年度、検討ということでお話頂いたんですけれども、さすがに必ず行っていただきたいなという思いだけお伝えしておきたいと思います。以上です。

◎ そういった思いも含めてですね、改めて御説明もさせていただきました。その上であくまでも、もう次年度送る我々の権限はありませんので、次年度の委員会で検討をしていただくことにはなりますので、そういった意味で検討という言葉も使わせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

◎田中委員長 正場に復します。

それでは、この日程案により、次年度の委員会へ申し送ることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

この１年間にわたりですね、本当に委員の皆様方には大変御協力も賜りまして、無事にといいますか、１年間おかげさまで務め上げることができました。本当に１年前を思い返してみますと、皆様方に活発な議論をお願いしたいということを冒頭申し上げたと思います。そういった意味で、この１年間この各委員会です、皆様方に様々に御意見も賜りました。本当に活発な意見交換ができ、また、執行部に対しても意見を申し述べてきた、そんな委員会だったと思っております。

これからもですね、一議員として皆様方にも御指導賜りたいと思います。この１年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

◎戸田副委員長 皆様１年間誠にありがとうございました。私も１期目ということで、３年目に副委員長を初めて務めさせていただきました。

委員長を十分支えてくれたかわかりませんが、皆様の御協力、御理解を得られまして、何とか務められたかなと思います。誠に皆様のおかげです。

今後ともどうかよろしくお願いいたします。

◎田中委員長 これで、委員会を閉会いたします。

(10時31分閉会)